

令和7年度 第1回 横浜市いじめ問題調査委員会	
日 時	令和7年4月11日（金）17：00～18：30
場 所	市庁舎18階 共用会議室「さくら」14
出 席 者	松原 康雄、永井 徹、庄 紀子、榊田 智子、飯島 奈津子、長島 由佳（6名）
欠 席 者	なし
開催形態	議題：非公開 傍聴人：0人 報道関係：0人
議 題	横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱第5条第2項に基づく意見聴取について
議事及び 決定事項	●議事 横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱第5条第2項に基づく意見聴取について【非公開】 ・横浜市いじめ問題専門委員会による調査報告書及び当該生徒保護者が提出した所見について、意見交換を行った。 ●決定事項 ・議題の非公開を確認・決定した。 ・第1回委員会における会議録について、確認者を榊田委員に決定した。
議事録	開会 ・委員の出席状況を確認 ・会議の公開・非公開について確認 ・第1回委員会会議録確認者の決定 （事務局） ただいまから令和7年度第1回横浜市いじめ調査委員会を開会いたします。 本日の会議の出席状況等についてご報告させていただきます。本委員会の委員数は、お手元の「横浜市いじめ問題調査委員会委員名簿」にあるとおり7名です。定足数は横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例第19条により、第15条第2項を準用し、委員の半数以上と定められております。 本日は、オンラインでのご参加も含めて6名の委員が出席されておりますので、定足数を満たし、本会議が成立していることをご報告いたします。 なお、本日の会議の傍聴者はございませんでした。 本委員会は、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」第31条の規定により、原則公開で行うものとされておりますが、不開示情報に該当する事項を審議する場合には、非公開とすることができることとなっておりますので、予めご了承願います。 続きまして、いじめ問題委員会の委員を事務局よりご紹介いたします。お手元の委員名簿をご覧ください。 「横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱」第3条第1項にもございますように、本委員会は、法律、医療、人権擁護等に関する専門的知識を有する公平な立場にある方々7名

で構成されています。

なお、田代委員に関してですが、教育委員会との利益相反の関係から、本事案の審議には参加しないということでご了承いただきました。

現在、臨時委員の選任を進めておりますが、本日の第1回開催に関しては6名で進めさせていただきます。

それでは、議題に移りますが、議題に入るにあたり、本委員会の趣旨について、事務局よりご説明いたします。

本委員会は横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例に基づき設置され、横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱で運用している、附属機関です。

令和7年2月21日に公表された、いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果（x中学校）に対し、所見が保護者から提出されました。

それを受けまして、横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱第5条第2項の規定により、いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく再調査の必要性について、市長から横浜市いじめ問題調査委員会に対して意見が求められたため、本日、横浜市いじめ問題調査委員会を開催することとなったということでございます。

それでは、ここからは、進行を松原委員長にお願いいたします。

（松原委員長）

どうぞよろしくお願いいたします。今回は、第1回目の委員会となります。以降、議長としての役目を務めながら、次第に沿って協議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、議事に入るまえに、委員会の公開・非公開について確認したいと思います。

本日協議する内容には、先ほど事務局から説明のありました、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」第31条にございます、「不開示情報に該当する事項」に該当する項目は含まれていませんでしょうか。事務局に確認します。

（事務局）

本日ご協議いただく議題「横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱第5条第2項に基づく意見聴取について」は、協議する内容に「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」第7条第2項第1号に規定する「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」がございまして、「不開示情報に該当する事項」が含まれております。

（松原委員長）

それでは、「横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱」第8条第1項に基づき、議題「横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱第5条第2項に基づく意見聴取について」は、非公開とすることよろしいでしょうか。

【異議なし】

ご異議がないようですので、議題については非公開とします。

続いて、会議録確認者の指名です。本日の会議については、「横浜市附属機関の設置及び運営に関する要綱」第5条第3項の規定により、会議録を作成します。その会議録を確

	認していただく方を指名します。今回は枡田委員に会議録の確認をお願いしたいと思いますが、枡田委員、よろしいでしょうか。 (枡田委員) 承知いたしました。 (松原委員長) それでは、本日の会議録の確認者として、枡田委員を指名させていただきます。 以上で公開案件は終了しました。その他、ここで委員の皆様から、または事務局から何か報告事項等ございませんか。 【報告事項等なし】 (松原委員長) それでは、改めて、議題「横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱第5条第2項に基づく意見聴取について」に移ります。 議題 横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱第5条第2項に基づく意見聴取について 【非公開】 閉会
資 料	・ 次第 ・ 「横浜市いじめ問題調査委員会」委員一覧 ・ 諮問書 ・ 横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例 ・ 横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱 ・ いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について（x 中学校）【公表版】 ・ いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査報告（答申）（x 中学校）【黒塗り版】 ・ 保護者意見書 ・ いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査報告（答申）（x 中学校）【要約版】 ・ 保護者意見書【要約版】
特記事項	なし